

はじめに

1. 第五次浦添市総合計画	001
2. 第五次浦添市総合計画の構成と期間	001
3. 第五次浦添市総合計画の位置づけ	002
4. 時代の潮流	003

第一部 基本構想

第1章 浦添のめざす姿	007
1. 浦添の都市像	007
第2章 てだこビジョン2030	008
1. まちづくりの目標	008
2. 将来人口	009
3. 土地利用の方針	009
第3章 まちづくりの方向	011
1. 人と歴史を活かす未来創造都市 ～みんながワクワクするスマートシティ～	011
2. 世界にはばたく多文化交流都市 ～生きる力を育み、誇りと愛着のもてるまち～	012
3. やさしさあふれる健康福祉都市 ～ともに生き、支え合う・認め合う心豊かなまち～	012
4. 安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしい美らまち～	013
5. ひと・まち・未来が輝く市民協働都市 ～多様性を認め合い、重ね合う小さな輪が大きな輪になるまち～	013

第二部 後期基本計画

第1章 後期基本計画の目的と役割	016
1. 後期基本計画の目的	016
2. 後期基本計画の役割と期間	016
3. 後期基本計画の構成内容	017
第2章 政策・施策の体系	018
第3章 全体計画	019
1. 人口フレーム	019
2. 将来都市構造	020
3. 第五次浦添市総合計画とSDGsの一体的な推進	024
4. 第五次浦添市総合計画における「Well-Being(ウェルビーイング)」の導入	029

第4章 部門別計画

政策1

施策1-1 産業振興	035
施策1-2 観光振興	039
施策1-3 就業・労働	041
施策1-4 西海岸地域の開発	043
施策1-5 土地区画整理・市街地・住環境・基地跡地利用	045
施策1-6 道路・交通体系	049
施策1-7 上下水道	053

政策2

施策2-1 就学前教育・保育	057
施策2-2 学校教育	061
施策2-3 青少年健全育成	065
施策2-4 社会教育	067
施策2-5 スポーツ	071
施策2-6 文化芸術	073
施策2-7 文化財	077
施策2-8 国際交流・多文化共生・世界平和	081

政策3

施策3-1 地域福祉	087
施策3-2 健康増進	091
施策3-3 子ども・子育て支援	093
施策3-4 高齢者福祉	097
施策3-5 障がいのある人の福祉	101
施策3-6 公的サービス(生活支援・国民年金)	105

政策4

施策4-1 防災・減災	109
施策4-2 消防・救急	113
施策4-3 地域防犯・交通安全・消費者安全	117
施策4-4 みどり(緑)・自然(海・川)	119
施策4-5 景観まちづくり	123
施策4-6 環境保全	125
施策4-7 循環型社会・生活排水	129

政策5

施策5-1 まちづくり協働	133
施策5-2 地域コミュニティ活動	135
施策5-3 人権・男女共同参画社会	137
施策5-4 広報・広聴・個人情報保護	139
施策5-5 スマート自治体	141
施策5-6 行財政運営	145

第5章 第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 総合戦略策定の基本的な考え方	151
2. 浦添市がめざす都市像と戦略	155
3. 各戦略の方向性と主な施策	157
戦略① 誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち	157
戦略② 地域の強みを活かし、質の高い雇用と稼ぐ力を育てるまち	161
戦略③ 自然・歴史・インフラが調和した快適で持続可能なまち	165
戦略④ 国際性・多文化性・多様な交流が広がる活力あるまち	167

第6章 計画の実現に向けて(実効性の担保)

1. 実効性のある計画推進	171
2. 後期基本計画(第三期総合戦略)のPDCAサイクル	171

資料編

1. 第五次浦添市総合計画策定の経緯	001
2. 策定体制	001
3. 市民参画等	002
4. 浦添市総合計画審議会	003



浦添市庁舎



浦添市章

市章について

「無限に進展する平和郷」浦添市を表しています。

上部「ウ」の字の突出部をもって無限に進展することを表わし、ウラソエの四文字を円形にすることで、円満すなわち平和を表わしています。



市民の花

(オオバナアリアケカズラ)



市民の花木

(オオゴチョウ)



市民の木

(ホルトノキ)

はじめに

1. 第五次浦添市総合計画の目的

第五次浦添市総合計画は、本市の将来を展望するまちづくりの基本となる計画です。

本計画の目的は、理想とする浦添の姿をめざし、計画的なまちづくりを進めていくことです。そのために、社会の動きや市民のニーズなどを踏まえ、浦添市の将来像を描き、長期的、総合的なまちづくりの目標を示しています。

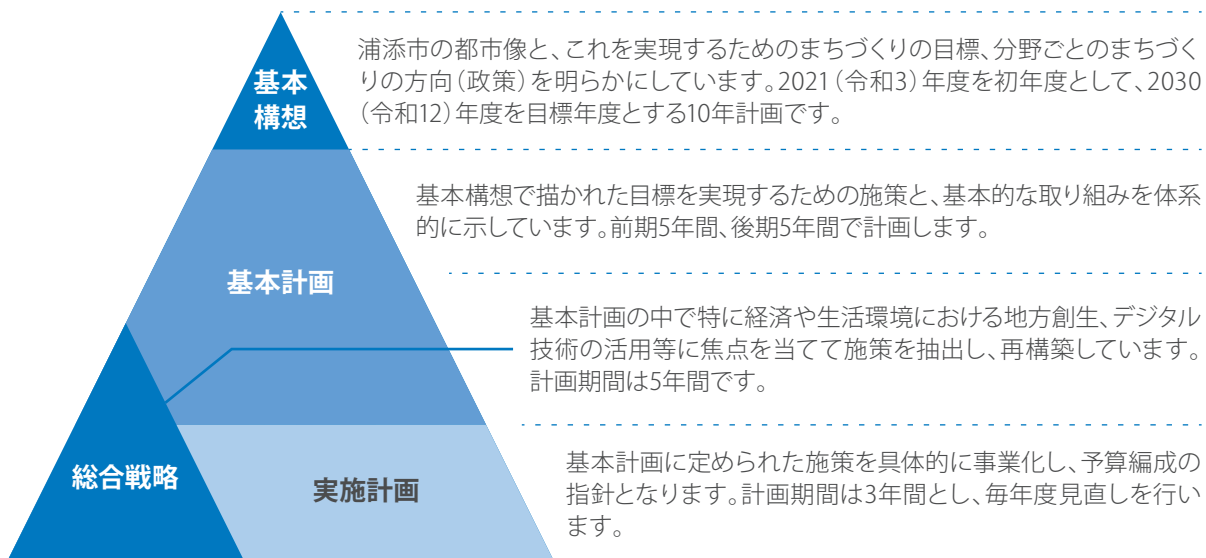
2. 第五次浦添市総合計画の構成と期間

第五次浦添市総合計画は、目標とその実現に向けた取り組みの方針・内容をわかりやすく示すため、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成しています。

また、年少人口の減少、生産年齢人口の縮小、老年人口の増加が進む中、地域の活力を維持し、持続可能な都市としての成長を図ることが重要な課題となっており、このような人口減少への適応策や地方創生を推進するため、本市はまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づき、地方版総合戦略である「浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し地方創生に取り組んできました。

これまで、総合戦略と総合計画は整合性に留意しつつ別々に策定してきましたが、今回の策定から、総合戦略は第五次浦添市総合計画後期基本計画に包含する形で一体的に策定及び進捗管理を行い、より効果的な運用を図ります。

第五次総合計画の構成



第五次総合計画の期間

2021 年度 (令和3)	2022 年度 (令和4)	2023 年度 (令和5)	2024 年度 (令和6)	2025 年度 (令和7)	2026 年度 (令和8)	2027 年度 (令和9)	2028 年度 (令和10)	2029 年度 (令和11)	2030 年度 (令和12)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------

第五次浦添市総合計画 基本構想／10年間

前期基本計画／5年間

後期基本計画・5年間

第三期浦添市
まち・ひと・しごと創生総合戦略／5年間第二期浦添市
まち・ひと・しごと創生総合戦略／5年間

総合計画と一体化

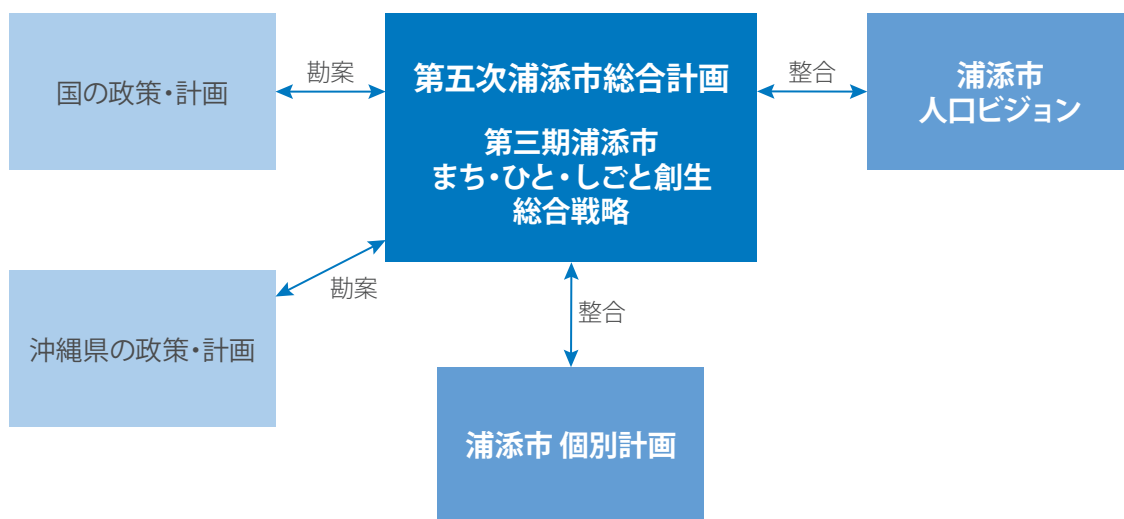
実施計画・3年間

毎年度見直し

3. 第五次浦添市総合計画の位置づけ

総合計画は、浦添市の行政運営における最上位の計画として、自治体のめざすべき将来像や講じていくべき施策を示すものです。これらは浦添市における各種個別計画の基本的指針となります。また、今回総合計画と一体化する地方版総合戦略は、人口動向に係る将来展望を示した浦添市人口ビジョンとも整合が取られています。

さらに、第五次浦添市総合計画は、法令や国の政策・計画、目指すべき沖縄の姿を示した「沖縄21世紀ビジョン」の関連計画などを勘案した上で策定されています。



4. 時代の潮流

本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これからの市民生活やまちづくりを考えるにあたっては、社会・経済の動き等を的確に把握して取り組んでいくことが重要です。ここでは、「時代の潮流」として、次の7つの視点から整理しました。

少子高齢化・人口構造の変化

わが国は2008(平成20)年をピークに、「総人口が減少」に転じています。

また、総人口(2025(令和7)年10月1日現在総務省推計人口)は、約1億2,321万人ですが、総人口に占める65歳以上人口(3,620万人)の割合(29.4%)は増加している一方で、合計特殊出生率は人口規模が維持される水準(「人口置換水準」2.07)を下回る状態が続いていることから、「少子高齢化」が進行しています。

今後も、出生数の減少や死亡者数の増加等により、人口減少が続くと見込まれているわが国において、生産年齢人口の減少や進行する高齢化等による「人口構造の変化」は、地域や経済活動における活力の低下や担い手不足、多文化共生への対応、医療・介護といった社会保障費の増加等、さまざま分野で深刻な影響を及ぼすことが予測されることから、こうした変化を見据えた対応が求められています。

このため、わが国では、構造的な問題である少子高齢化に歯止めをかけるため、2014(平成26)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方創生に取り組んできましたが、2025(令和7)年6月には「地方創生2.0 基本構想」が閣議決定され、人口減少という事態を正面から受け止めた上で、地域や社会が持続・機能するための適応策を講じるという基本姿勢が示されました。地域に生きる全ての主体の力を結集し、「強く」、「豊か」で、「新しい・楽しい」地方の実現に向けて取り組んでいくことが求められます。

地域共生社会の実現に向けた取り組み

わが国では、地域共生社会の実現に向けて、市町村による包括的な支援体制の整備が求められています。整備手段の一つとして、国では重層的支援体制整備事業による地域と支援関係機関をつなぐ機能の構築が推進されています。

高齢化やライフスタイルの変化により、地域・家族・職場といった従来の助け合いの仕組みが弱まってきています。そのため、孤立を防ぎながら互いに認め合い、支え合う社会の構築が求められています。

本市においては、高齢者、障がい者、子育て世代等をはじめとするすべての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、優しさに満ちた地域社会の実現をめざすため、「浦添市福祉のまちづくり条例」を制定し、2020(令和2)年10月1日から施行しています。

都市の魅力や持続性向上等への意識の高まり

わが国の地方都市においては、人口減少以外にも郊外での開発や市街地の拡散が進んだことで、既成市街地の空洞化が顕著になっており、公共施設や医療・福祉、商業環境といった住民向けの生活サービスの構造に変化が生じています。

このため、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービス機能をコンパクトに集約するとともに、地域公共交通と連携する「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりが進められています。

また、まちなかを車中心からひと中心の空間へ転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変することなどが求められています。

地域公共交通については、地域の課題解決手段として新たな移動サービス(MaaS^{*})の推進・支援事業が国によって進められています。

なお、都市を支える基盤や公共施設等は、新設から維持・管理に関する費用が継続的に発生することから、総合的かつ計画的な再編・再構築の視点も含めて、持続可能な運営のあり方が求められています。

安全・安心を実現するための変化や対応

わが国は、その自然的条件から、多種の自然災害が発生しやすい特性を有しています。実際に近年は多様な自然災害が多発しており、防災・減災対策の必要性和危機意識は高まっています。

また、全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっており、特に子どもが巻き込まれる犯罪や高齢者が被害に遭いやすい犯罪等に対して、より一層の防犯対策が求められています。

2020(令和2)年前後に流行した新型コロナウイルス感染症は、2023(令和5)年に感染症法上で季節性インフルエンザと同じ分類になりましたが、今後も新興・再興感染症が懸念されることから、市民への迅速な情報提供と感染症対策の継続がますます重要となっています。

SDGs(持続可能な開発目標)の推進

わが国でも、国際社会の一員として、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、「経済」・「社会」・「環境」の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す国際社会共通の目標として、「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向けた取り組みが進められています。

特に、地方自治体に対しては、行政の果たし得る役割として、国の各省庁の施策に沿った義務的・包括的な取り組みと、自治体固有の事情を考慮した自主的・選択的な取り組みに整理されており、計画的に取り組みを推進していくことが求められています。

※ MaaS(マース: Mobility as a Service): 地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

デジタル社会の形成に向けた取り組み

わが国は、IoT (Internet of Things) やビッグデータ、人工知能 (AI) 等を活用した未来社会「Society5.0[※]」を目指しています。

Society 5.0で実現する社会は、IoTで様々なモノがインターネットでつながり、収集されたデータを活用することで、今までにない新たな価値を生み出し、また、人工知能 (AI) により、必要な情報が必要な時に提供されるようになることで、ロボットや自動走行車などの技術によって、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題解決への期待があります。

また、国では今後の自治体行政の方向性として、高齢者人口がピークを迎える2040年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方について検討を行う、総務省の有識者会議「自治体戦略2040構想研究会」を設置し、2018 (平成30) 年7月に第二次報告をとりまとめています。

そこでは、自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを持続的、かつ、安定的に提供し続けるため、人工知能 (AI) やロボティクスによって処理することができる事務作業はすべてそれらに任せ、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービスなど、職員でなければならない業務に注力する「スマート自治体への転換」の必要性を指摘しています。

また、2020 (令和2) 年12月には、「自治体DX推進計画」が策定され、地方自治体がデジタル技術を活用して業務効率化を図り、住民サービスの向上を目指すことを目的とし、2025 (令和7) 年度末までに自治体情報システムの標準化を完了させるとともに、行政手続きのオンライン化を達成することを目標としています。

米軍施設の返還と跡地利用

本市の西に位置する牧港補給地区 (約268ha) は、市面積の約14%を占めており、安全で快適な生活環境の確保や産業の振興、交通体系の整備など、土地利用を図る上で大きな阻害要因となっています。2013 (平成25) 年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、牧港補給地区の返還が、「2024年度又はその後」、「2025年度又はその後」に予定されていると示されています。

このため、基地返還後の円滑な整備をめざし、土地の先行取得事業を進めるとともに、地権者との合意形成を図りながら、国や沖縄県と連携して、跡地利用計画を推進していく必要があります。

※ Society (ソサエティ) 5.0: サイバー (仮想) 空間とフィジカル (現実) 空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会 (Society)。